

平成21年度介護保険の制度改正

要介護(要支援)認定 4月申請分から新制度に

3年に1度の制度見直しにより、これまでの認定調査項目82項目が、新しい6項目を加え、14項目を削除し、4月申請分からは最終的に74項目となりました。

これまでの調査認定項目 82 +

追加される6項目

- ① 独り言(笑い)
- ② 自分勝手に行動する
- ③ 話がまとまらない
- ④ 集団への不適応
- ⑤ 買い物
- ⑥ 簡単な調理

-

削除される14項目

- ① 拘縮(肘関節)
- ② 拘縮(足関節)
- ③ じょくそう
- ④ 皮膚疾患
- ⑤ 飲水
- ⑥ 電話の利用
- ⑦ 指示への反応
- ⑧ 幻視幻聴
- ⑨ 暴言暴行
- ⑩ 火の不始末
- ⑪ 日中の生活
- ⑫ 環境、参加の状況等の変化
- ⑬ 不潔行為
- ⑭ 異食行為

新制度の調査認定項目 74

ワンポイント

主治医意見書の記載項目と重複しているため削除されました。
介護の申請(更新・変更を含む)をされる際には、主治医にきちんと現状を話しておく必要があります。

この見直しにより、調査基準が統一され「能力」「介助の方法」「当該行動の有無」を調査時における実際の状況で判定するようになりました。

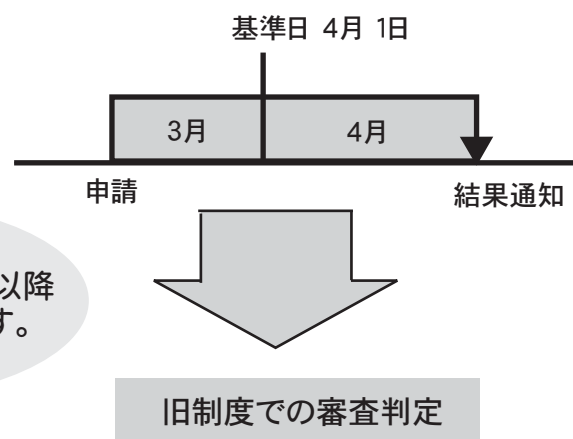
その為、骨折等で手術をしたばかりの方や、転院された(居住環境が変わった)ばかりの方等は、次回更新申請をされる時と状況が変わる恐れがある為、状態が落ち着いてから申請をされることをお勧めします。

また、介護認定審査会においても、運動機能の低下していない認知症高齢者の取り扱いが変わり、介助にかかる手間のとらえ方が見直されました。

実施時期について

新規・更新・変更のいずれの申請においても、4月1日以降の申請分が新制度での審査判定となります。4月以前に申請を行った場合は、結果通知が4月1日以降に行われる場合であっても、旧制度での審査判定となります(右図参照)。

図)4月以前に申請を行った場合



新制度の適用は4月以降の申請からになります。

あじさいひめ
©やなせたかし

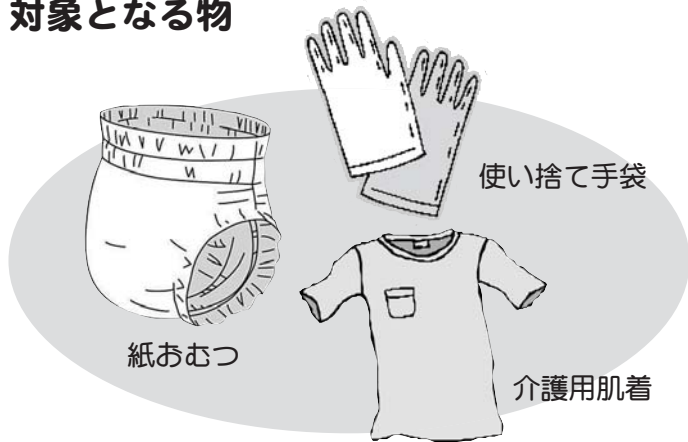
【問い合わせ・申請先】 保険課介護保険係 ☎ 53-3118



介護用品の購入の助成を行います

香美市での介護保険要介護度4および5の認定者で、在宅生活されている非課税世帯の高齢者を常時介護されている市内在住の家族の方に、介護用品の購入の助成(年額6万円まで)を行います。

対象となる物



紙おむつ

使い捨て手袋

介護用肌着

支給対象の認定を受けるためには申請が必要です。

このほか、尿取りパット・介護用防水シート・食用エプロン・おしり拭き・ウェットティッシュ・ガーゼ・清拭剤など必要と認められるもの

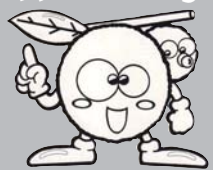


かりかり モモコちゃん
©やなせたかし

【問い合わせ・申請先】 地域包括支援センター ☎ 53-3127 (市役所北分室NTTビル内)
健康づくり推進課 ☎ 59-3151 (保健福祉センター香北内)
物 部 支 所 ☎ 58-3111

学生納付特例制度をご存じですか？

年金だよ！



学生には、申請により保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

承認を受けた期間は？

老齢基礎年金や障害基礎年金、遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。10年以内であれば猶予された国民年金保険料を社会人になってから納付(追納)できますので、将来受け取る年金額を満額に近づけるためにも追納するようにしましょう。(※1)

夜間・定時制・通信制も該当します。

対 象 者 20歳以上の学生で、前年の所得が118万円(※2)以下の方(平成20年度の所得基準)

申請に必要な物 年金手帳、学生証の写しまたは在学証明書
印鑑(本人署名の場合は不要)



しいたけ たけちゃん

©やなせたかし

注 意 事 項 申請は毎年度必要です。前年度に承認を受けていた方も、継続の希望をされる方は再度申請をお願いします。申請が遅れると障害基礎年金等が受けられなくなる場合があります。また、経済的に余裕がある場合は、保険料を納付する方がおトクです。なお、前年度に学生納付特例の申請をされた方で、「申請ハガキ」が届いた場合は、必要事項を記入し、返信していただくことで手続きができます。

※1 承認を受けた年度から起算して3年度目以降に追納する場合には、一定の額が加算されます。

※2 扶養親族等がいる場合や社会保険料控除等がある場合は、その数や金額に応じた額が加算されます。

【問い合わせ・申請先】 保険課年金係 ☎ 53-3115